

Ⅳ アンシラリースービス料金の算定および支払い

25 アンシラリースービス料金

お客さまが発電設備を設置し、発電された電気の全部または一部を自ら使用する場合、または電気事業法第17条の規定にもとづく特定供給を行う場合で、その発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続されるときは、次に定めるアンシラリースービス料金を申し受けます。

(1) アンシラリースービス料金

アンシラリースービス料金は、1月につき次のとおりといたします。

アンシラリースービス料金 対象容量1キロワットにつき	高圧で連系される場合	54円00銭
	特別高圧で連系される場合	37円80銭

(2) アンシラリースービス料金対象容量

アンシラリースービス料金対象容量は、特別の事情がない限り、当社の供給設備に連系（発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続している状態をいいます。）している発電設備の定格出力（年間最大値といたします。）の合計値から(3)の控除容量を差し引いた値といたします。

(3) 控除容量

控除容量は、次の値を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めた値（キロワット）といたします。

イ 当社と、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための需給契約を締結している場合は、その契約電力のうち連系された発電設備に係る部分

ロ 当社との接続供給契約により特定規模電気事業の用に供する電気を発電している場合は、その接続受電電力の年間実績

ハ 当社との振替供給契約により特定規模電気事業または一般電気事業の用に供する電気を発電している場合は、その振替受電電力の年間実績

ニ 当社と自己託送契約を締結している場合は、その受電電力の年間実績

ホ 当社と卸供給に係る電力供給契約を締結している場合は、その受電電力の年間実績

なお、当社は、必要に応じてお客さまから、当社の供給設備に連系している発電設備の年間運転計画、発電電力量等を提出していただきます。

26 アンシラリースービス料金の適用開始の時期

アンシラリースービス料金は、契約書に記載されたアンシラリースービス料金適用開始の日から適用いたします。ただし、連系準備着手前に連系延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって連系が開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定められたアンシラリースービス料金適用開始の日から適用いたします。

27 アンシラリースービス料金の算定期間

アンシラリースービス料金の算定期間は、16（料金の算定期間）に準ずるものといたします。

28 アンシラリーサービス料金の算定

(1) アンシラリーサービス料金は、次の場合を除き、アンシラリーサービス料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 連系を開始し、再開し、停止し、もしくは終了し、または需給契約が消滅した場合

ロ アンシラリーサービス料金対象容量等を変更したことにより、アンシラリーサービス料金に変更があった場合

ハ 16（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

ニ 16（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 当社は、(1)イまたはロの場合は、アンシラリーサービス料金について、次の算式により日割計算をいたします。ただし、16（料金の算定期間）(2)の場合は、検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

また、(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日、終了日および消滅日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後のアンシラリーサービス料金は、変更のあった日から適用いたします。

29 アンシラリーサービス料金の支払義務および支払期日

(1) アンシラリーサービス料金の支払義務が発生する日は、20（料金の支払義務）に定める料金の支払義務発生日といたします。

(2) アンシラリーサービス料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払期日が日曜日または休日に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

30 アンシラリーサービス料金の支払方法

(1) アンシラリーサービス料金は、22（料金その他の支払方法）(1)および(2)に準ずるものとし、料金とあわせて支払っていただきます。

(2) アンシラリーサービス料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、アンシラリーサービス料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を申し受けます。この場合、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) アンシラリーサービス料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

31 アンシラリーサービス料金の保証金

当社は、アンシラリーサービス料金の支払いの延滞があったお客さま、または発電設備を新たに連系し、もしくは連系する発電設備の容量を増加するお客さまから、連系の開始もしくは再開に先だって、または連系継続の条件として、予想月額アンシラリーサービス料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。この場合は、24（保証金）の(3)から(6)に準ずるものといたします。